参　　考

柳井地区広域消防組合規約（昭和４６年６月２５日指令地方第８２９号）

改正	昭和５１年　６月　１日	指令地方	第	２５９号
	平成　４年　９月　８日	指令地方	第	６６６号
	平成　６年　１月　１日			
	平成１６年　７月２９日	指令市町村	第	５００号
	平成１６年１０月　１日	指令市町村	第	７３３号
	平成１７年　２月　３日	指令平１６市町村	第	１０５６２号
	平成１８年１０月１０日	指令平１８市町	第	８５３号
	平成１８年１２月２６日			
	平成１９年　３月１７日	指令平１８市町	第	１４９３号

第一章　総則

（名称）

第１条　この組合は、柳井地区広域消防組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第２条　組合は、柳井市、周防大島町、上関町及び平生町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。改正（指令平 16 市町村第 10562 号）

（共同処理する事務）

第３条　組合は、消防に関する事務（消防団並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理する。

（事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、柳井市南町五丁目４番１号に置く。改正（平 6.1.1）

第二章　組合の議会

（議会の組織）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 11 人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。改正（指令平 16 市町村第 10562 号）

柳　井　市　４人

周防大島町　３人

上　関　町　２人

平　生　町　２人

（議員の選挙の方法）

第６条　組合議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）関係市町の長（管理者になった市町にあっては、議会議長。以下同じ。）

（２）関係市町の議会において議会の議員のうちから選挙された者

２　組合議員に欠員を生じた場合は、組合議員が市町の長であるときはその職務代理者をもって充て、また、関係市町の議会の議員であるときは、その組合議員の属する市町において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

（議員の任期）
第７条　組合議員の任期は、関係市町の長及び関係市町の議会の議員の任期とする。
２　組合議員が関係市町の長又は関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
（議長及び副議長）
第８条　組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各１人を選挙しなければならない。
２　議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第３章　組合の執行機関

（執行機関の組織）
第９条　組合に管理者、副管理者及び会計管理者各１人を置く。
２　管理者、副管理者及び会計管理者は、組合の事務所の所在する市町の長、副市町長及び会計管理者をもって充てる。改正（平 19 指令平 18 市町第 1493 号）
（補助職員）
第 10 条　前条第１項に定める者を除くほか、組合に消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 1 項に規定する消防職員その他必要な職員を置く。改正（平 19 指令平 18 市町第 1493 号）
（監査委員）
第 11 条　組合に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちから各１人を選任する。改正（平 4 指令地方第 666 号）
（監査委員の任期）
第 12 条　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。改正（平 4 指令地方第 666 号）

第４章　組合の経費

（経費の支弁方法）
第 13 条　組合の経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもってあてる。
２　前項の負担金の額は、負担金の総額の百分の五を関係市町の均等割とし、負担金の総額の百分の九十五を関係市町の最近の国勢調査人口に比例した人口割で関係市町の分賦とする。改正（平 18. 12. 26）

第５章　雑則

（その他）
第 14 条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合の議会の議決を経て別に定める。

附　則

１　この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
２　前項の知事の許可のあった日から昭和 47 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条中「消防に関する事務」とあるのは、「消防に関する事務に係る施設の整備並びに職員の設置及びその教育訓練」と読み替えるものとする。

附　則（昭和５１年６月１日指令地方第２５９号）

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成４年９月８日指令地方第６６６号）

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成６年１月１日）

この規約は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成１６年７月２９日指令市町村第５００号）

この規約は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年１０月１日指令市町村第７３３号）

１　この規約は、平成１６年１０月１日から施行する。
２　平成１６年度の組合の経費は、平成１６年４月１日現在の関係市町の負担金及びその他の収入をもってあてる。

附　則（平成１７年２月３日指令平１６市町村第１０５６２号）

１　この規約は、平成１７年２月２１日から施行する。
２　平成１６年度及び平成１７年度の組合の経費は、平成１６年４月１日現在の関係市町の負担金及びその他の収入をもってあてる。

附　則（平成１８年１０月１０日指令平１８市町第８５３号）

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行し、平成１８年６月１４日から適用する。

附　則（平成１８年１２月２６日）

（施行期日等）
１　この規約は、平成１９年１月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。
（経過措置）
２　第１３条第２項の規定にかかわらず、平成１８年度の関係市町の負担金の額は、負担金の総額の百分の十五を関係市町の均等割とし、負担金の総額の百分の八十五を関係市町の最近の国勢調査人口に比例した人口割で関係市町の分賦とする。
３　第１３条第２項の規定にかかわらず、平成１９年度の関係市町の負担金の額は、負担金の総額の百分の十を関係市町の均等割とし、負担金の総額の百分の九十を関係市町の最近の国勢調査人口に比例した人口割で関係市町の分賦とする。

附　則（平成１９年３月１７日指令平１８市町第１４９３号）

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。